

堺税務署からのお知らせ

IDとパスワードがあれば申告書がデータのまま送信できるようになりました！（平成31年1月開始）

○ 堺税務署内の申告書作成会場（堺地方合同庁舎9階）

開設期間：平成31年2月18日(月)から
平成31年3月15日(金)
(2月24日(日)と3月3日(日)以外の土・日は開設していません。)

- ・ 2月15日以前は、税務署内の申告書作成会場は開設していません。
- ・ 申告書作成会場では16時まで申告相談の受付をしておりますが、混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

○ 堺税務署以外の申告書作成会場

申告書作成会場 (所在地)	平成31年2月																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
堺市産業振興センター5階 (旧「じばしん」) (北区長曾根町183-5)				○	○	○	○					○	○	○										
泉ヶ丘センタービル3階 (南区茶山台1-2-1)					○	○	○	○				○	○	○										
堺納税会館4階 (堺区宿院町東4-2-10)																			○	○	○	○		

- ※ 各会場の開設日は「○」印の日です。
- ※ 各会場の相談受付時間は9時30分から15時までです。
- ※ 各会場とも大変混雑します。混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ※ 堺納税会館の会場では、12時から13時までは相談を行っていません。
- ※ 各会場とも土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っていません。
- ※ 各会場では、電話によるお問合せはお受けしていません。

- 申告手続きなどにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- 各会場とも専用の駐車場がありませんので、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。

所得税及び復興特別所得税の

確定申告は3月15日(金)まで

消費税及び地方消費税の

確定申告は4月1日(月)まで

- ※ 申告書等は、郵送等で提出することもできます。
- ※ ご自身で作成した還付申告書は、2月15日(金)以前でも提出できます。

ご自宅のパソコンで申告書の作成を！

申告書作成会場は大変混雑します。

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」のご利用を！

STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ スマートフォンでも申告書の作成ができます！
- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！

STEP

2 申告書を作成

- ◎ 画面の案内に従って金額を入力するだけ！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通り！

e-Taxで送信*  **印刷して提出** 

- ※ ID・パスワード方式の届出がお済みの方は、ご自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告書の送信が可能

**医療費控除は
領収書の提出が不要
となりました！**

- ◎ **平成29年分以降の確定申告書**を提出する場合、医療費の領収書の提出の代わりに**医療費控除の明細書の添付が必要**です。
- ◎ 医療費の領収書は自宅等で5年間保存する必要があります。
- ※ **平成28年分以前の確定申告書**を提出する場合は、領収書の提示又は提出が必要です。

お問合せ先：堺税務署 ☎072-238-5551